

ねん ど
2026年度

りゅうがくせいみんかんだいしいうえいしょうがくきん
留学生民間大使育英奨学金

ぼしゅうがいよう
募集概要

Future Development Scholarship
for
International Students
APPLICATION GUIDELINES

この奨学金は、福岡都市圏で学ぶ留学生が安心して勉学に励むことができる環境
づくりを目的に、生活資金面を支援するため、団体や企業、個人からの寄附金により
せつりつ
設立されています。

奨学金創設者 株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、九州電力株式会社、
さいぶ 西部ガスホールディングス株式会社、かぶしがいしや にしにっぽんてつどうかぶしがいしや きゅうしゅうりよかく
てつどうかぶしがいしや
鉄道株式会社



公益財団法人

福岡よかトピア国際交流財団

Fukuoka City International Foundation

1 応募要件

次の各号すべてにあてはまる人です。

- (1) 出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める在留資格「留学」を持つ人
- (2) 国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない人
- (3) 福岡都市圏の大学に在籍する、正規の大学院生（研究員、研究生は除く）
- (4) 政府の都市再生プロジェクトに盛り込まれた福岡市の「アジアの産業交流拠点の形成」の推進に係る分野のいずれかを専攻する人
 - ① IT・ロボット
 - ② 音楽・映像（エンターテインメント）
- (5) 他の奨学金を受給している場合は、全ての受給奨学金の合計金額が国費留学生奨学金の月額（修士147,000円、博士148,000円）を超えない人
- (6) 学業、人物ともに優秀である人
- (7) 国際理解及び地域との交流に関心を持ち、奨学金創設者との交流に貢献できる人
- (8) 勉学、生活資金の捻出が困難な人
- (9) 心身共に健康で、日本の法令を遵守し、不法行為をしない人

交流会への参加

奨学生は、奨学金創設者が行う交流会等へ参加する必要があります。また、これ以外にも積極的に奨学金創設者と交流して下さい。

2 採用人数

1名

3 給付金額

年額 50万円を 7月(25万円)、10月(12.5万円)、1月(12.5万円)の 3回に分けて 給付

4 給付期間

原則2026年4月から 2027年3月までの 1年間です。

ただし、次年度も奨学金の継続が可能な場合があります。

5 応募方法

次の書類を作成し、在籍する学校の定める日までに、奨学金担当課へ提出してください。

- (1) 奨学金願書.....様式1
- (2) 奨学生推薦書.....様式2
- (3) 小論文.....様式3

テーマ：「私の研究と福岡」（800字以内。日本語で記入。）

あなたの研究を福岡でどのように活かしていくことができるかを書いてください。

- (4) 成績証明書.....大学発行のもの

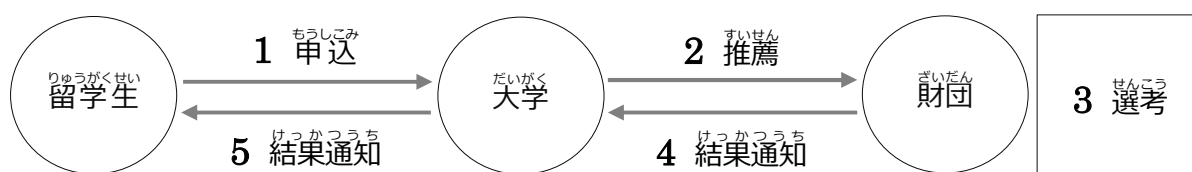
※ 提出された応募書類は、一切返却しません。

※ 応募書類に書かれた個人情報については、財団が適切に管理し、この奨学金に関する事務以外では使用しません。

6 選考・決定

第一次選考 書類選考 : 2026年5月中旬
第二次選考 面接 : 2026年6月中旬
選考結果の決定 : 2026年6月下旬 (書面で大学を通して通知します)

申込から決定までの主な流れ



7 学業・生活状況等の報告

奨学生は、10月及び翌年1月に学業や生活状況等を財団に来所、もしくはオンラインにて報告することが必要です。報告がない場合は、奨学金を停止することがありますので注意してください。

8 財団事業への協力

財団が外国人留学生対象に実施する色々な事業に参加するように心掛けると共に、アンケートなどにもご協力ください。

また、財団が行う事業(「ホームステイ・ホームビジット」や「留学生と企業との交流サロン」など)のメール案内をお知り合いの方へ紹介するなどにご協力をお願いします。

9 奨学金給付の停止・廃止・取消

次のいずれかに該当するときには、奨学金の給付を停止、廃止又は取消し、給付した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- (1) 提出書類や面接において、虚偽があった場合
- (2) 当奨学金の応募要件に該当しなくなった場合
- (3) 休学又は長期にわたって欠席した場合
- (4) 本奨学金の受給者としてふさわしくないと認めた行為があった場合

10 問い合わせ先

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団 多文化共生課 担当：久村、古賀野
住所：〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市国際会館 1 階
TEL：092-262-1744, FAX:092-262-2700 WEBSITE：<https://www.fcif.or.jp/>



大学担当者様へ

平素より、当財団の奨学金事業へご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
「留学生民間大使育英奨学金」の留学生推薦にあたっては、以下のことに留意していただきますようよろしくお願いいたします。

1. 留学生推薦書類のとりまとめについて

留学生の推薦に必要な書類をとりまとめ、留学生奨学金推薦者一覧表（様式 4）とともに財団へ提出してください。

2. 収入・支出の状況の確認について

奨学金願書（様式 1）のとりまとめにあたっては、「収入・支出の状況」について、大学で慎重に確認を行ってください。